

2024 年度 ボイラーデー実施要綱

一般社団法人 日本ボイラ協会

1. 趣 旨

我が国では、旧暦の 11 月 8 日を「ふいご祭」として鍛冶屋、鋳物師などが火に対する敬虔な気持ちを表してきた。一般社団法人日本ボイラ協会では昭和 24 年にこの日をボイラーデーと定め、以来、関係者がボイラーに対する感謝の念を深めるとともに、安全操業の誓いを新たにしてきた。

ボイラーに携わる者が忘れてならない重要な使命は、事故の防止、省エネルギー、地球温暖化防止や大気汚染の抑制であり、これは、設計、製造、据付、運転、整備などすべての分野のボイラー関係者の努力により達成されるものである。

ボイラーの高性能化や自動制御化の進展により、ボイラーの事故は長い期間に亘り低い水準で推移してきているが、ひとたび事故が発生すると大きな災害をもたらす危険性が高いことには変わりはない。そのため、重要なことはボイラー及びその周辺設備の製造、取扱い作業に伴うリスクを想定し、機能安全や制御による安全への高度化に引き続き取り組むことである。

省エネルギーについては、燃焼技術や制御技術の高度化による高性能ボイラーを含む設備や機器の普及拡大を図り、きめ細かな熱回収や未利用熱の利用等により、蒸気の生成段階から使用過程まで高効率化を図ることが重要である。

地球温暖化の防止については、我が国が 2016 年 11 月に批准した「パリ協定」を基に、引き続き太陽光、風力などの自然エネルギーやバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入拡大、水素、アンモニアなどのカーボンフリー燃料への転換を促進し、温室効果ガスの排出量抑制の更なる強化が求められている。特に、政府が 2020 年に宣言した「2050 年カーボンニュートラル」を踏まえ、化石燃料からの転換、二酸化炭素の回収、利用、貯留など脱炭素に向けた研究・取組が重要である。

これらの状況に鑑み、省エネルギー、地球温暖化防止や大気汚染の抑制など社会の要請に応えることを念頭にボイラーを運転するとともに、ボイラーを取り扱う者はもとより近隣の住民の生命を守る安全管理、安全・安心を目指した事故防止対策を的確に推進する必要がある。

このような観点から 2024 年度のボイラーデーは、

「人と地球とボイラーと 持続可能なパートナー」

をスローガンとして展開することとする。

ボイラーデーを契機として、関係者がボイラーを取り巻く状況について認識を新たにするとともに、ボイラーの事故防止、省エネルギー、地球温暖化の防止、大気汚染の抑制の取組を強化し、我が国産業の発展、地球環境の保全に資することとする。

2. 期 日 2024年11月8日

3. 主唱者 一般社団法人 日本ボイラ協会

4. 後援者 厚生労働省 環境省 経済産業省

5. 協賛者 (予定)

一般社団法人火力原子力発電技術協会 一般財団法人省エネルギーセンター

公益社団法人空気調和・衛生工学会 一般社団法人日本産業機械工業会

一般社団法人日本ボイラ整備据付協会 一般社団法人産業環境管理協会

6. 実施者 ボイラー関係事業場

7. 主唱者の実施事項

- 1) ボイラーデーのポスターを作成し、関係者に配布する。
- 2) 協会機関誌等によりボイラーデーについての広報を行う。
- 3) ボイラー大会を開催し、ボイラー等に関する研究発表、パネルディスカッションを行う。
- 4) 優良ボイラー技士等の表彰を行う。
- 5) 関係事業場の実施事項について、相談・援助を行う。
- 6) その他講演会等ボイラーデーにふさわしい行事を行い、災害防止・省エネルギー・地球温暖化防止などについて啓発を行う。

8. 協賛者への依頼

主唱者は上記7の事項を実施するため、協賛者に対し、支援・協力を依頼する。

9. ボイラー関係事業場の実施事項

次の事項について、ボイラー関係業務の総点検を行い、安全活動の定着とその水準の向上、ボイラーの適正な管理、省エネルギー、地球温暖化防止及び大気汚染の防止を図る。

1) ボイラーの製造者・据付け工事事業者

ア. ボイラーの開発・製造にあたっては、構造要件の具備、運転及び保守が容易な構造とすること等の安全性・機能性について事前評価を徹底するとともに、省エネルギーや地球温暖化防止、大気汚染の防止についても配慮する。

イ. 製造時の品質管理体制を確立する。

ウ. 適正な作業方法を確立する。

エ. ボイラー溶接士等作業者に対する安全衛生教育を実施する。

オ. ボイラーの据付け工事を行うときには、作業指揮者の選任を徹底する。

カ. ボイラー設置者へ残留リスク情報を提供する。

2) ボイラーの設置者

ア. ボイラーに係る安全管理体制を確立する。

イ. ボイラー取扱作業主任者の氏名・職務を掲示するとともに、作業主任者が職務を確実に
行える体制を確立する。

ウ. ボイラーの定期自主検査の実施を徹底し、その結果を記録するとともに、日常的な点検・
整備及びボイラー室の整理整頓を励行する。

エ. ボイラー取扱い作業について、適宜、リスクアセスメントを実施するなど、ボイラーの

運転作業の見直しを行い、安全運転を徹底する。

オ. 低水位事故を防止するため、技術上の指針に基づき、水面測定装置、水位制御装置等給水系統の機器の機能を点検し、異常を認めた場合は、補修その他の必要な措置を講じる。

カ. 爆発事故を防止するため、技術上の指針等に基づき、燃焼安全装置等燃焼系統の機器の機能を点検し、異常を認めた場合は、補修その他の必要な措置を講じるとともにプレパージ等の措置を的確に行う。

キ. 省エネルギー対策、地球温暖化防止対策を推進するため、空気比や排ガス温度の適正化等燃焼管理の強化、蒸気アキュムレータの活用、廃熱回収、給水・ボイラー水の適切な管理によるスケール付着やキャリーオーバーの防止などにより燃料の有効利用、ボイラー効率の向上を図る。また、カーボンフリー燃料への転換を図る。

ク. 大気汚染を防止するため、日常的に燃焼状態を管理するとともに、燃料に応じて燃焼装置及び燃焼方法を改善するなど、さらなる低公害化を図る。

ケ. 水質汚染を防止するため、ボイラー水等の成分を日常的に管理し、適切な排水処理を行う。

コ. 水処理剤等の化学物質を使用するときは、SDS等で有害性を把握し、適切な管理を行う。

サ. 異常時の措置の訓練を実施する。

シ. ボイラー技士等の再教育（能力向上教育、安全衛生教育）を実施するとともに、技能の継承をすすめる。

ス. 中古品や輸入したボイラーを設置するときには、使用検査や個別検定に合格したものの使用を徹底する。

セ. 小型ボイラーについても、上記に準じて、取扱者に対する教育、定期自主検査、安全かつ、大気汚染防止、省エネルギーのための運転作業の徹底をすすめる。

3) ボイラー整備者

ア. 作業現場における安全衛生管理体制を確立する。

イ. ボイラー整備士による作業を徹底する。

ウ. 性能の回復、向上を心掛けた整備を徹底する。

エ. ボイラー整備士に対する安全衛生教育を実施する。